

上越市地域自治区の設置に関する条例

平成20年2月6日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第32条第4項の規定に基づき、地域自治区の設置に関し必要な事項を定め、地域の意見を市政運営に反映することを目的とする。

(地域自治区の設置)

第2条 市は、次の表の左欄に掲げる区域ごとに、同表の右欄に掲げる名称の地域自治区を設ける。

区域	名称
平成17年1月1日の市町村合併前の安塚町の区域	安塚区
平成17年1月1日の市町村合併前の浦川原村の区域	浦川原区
平成17年1月1日の市町村合併前の大島村の区域	大島区
平成17年1月1日の市町村合併前の牧村の区域	牧区
平成17年1月1日の市町村合併前の柿崎町の区域	柿崎区
平成17年1月1日の市町村合併前の大潟町の区域	大潟区
平成17年1月1日の市町村合併前の頸城村の区域	頸城区
平成17年1月1日の市町村合併前の吉川町の区域	吉川区
平成17年1月1日の市町村合併前の中郷村の区域	中郷区
平成17年1月1日の市町村合併前の板倉町の区域	板倉区
平成17年1月1日の市町村合併前の清里村の区域	清里区
平成17年1月1日の市町村合併前の三和村の区域	三和区
平成17年1月1日の市町村合併前の名立町の区域	名立区

(地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区に置く事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

地域自治区	位置	名称	所管区域
安塚区	上越市安塚区安塚722番地3	安塚区総合事務所	安塚区の区域
浦川原区	上越市浦川原区釜淵5番地	浦川原区総合事務所	浦川原区の区域
大島区	上越市大島区岡3320番地3	大島区総合事務所	大島区の区域
牧区	上越市牧区柳島522番地	牧区総合事務所	牧区の区域

柿崎区	上越市柿崎区柿崎6405番地	柿崎区総合事務所	柿崎区の区域
大潟区	上越市大潟区土底浜1081番地1	大潟区総合事務所	大潟区の区域
頸城区	上越市頸城区百間町636番地	頸城区総合事務所	頸城区の区域
吉川区	上越市吉川区下町1126番地	吉川区総合事務所	吉川区の区域
中郷区	上越市中郷区藤沢986番地1	中郷区総合事務所	中郷区の区域
板倉区	上越市板倉区針722番地1	板倉区総合事務所	板倉区の区域
清里区	上越市清里区荒牧18番地	清里区総合事務所	清里区の区域
三和区	上越市三和区井ノ口444番地	三和区総合事務所	三和区の区域
名立区	上越市名立区名立大町365番地1	名立区総合事務所	名立区の区域

(地域協議会の名称)

第4条 地域自治区に置く地域協議会の名称は、次の表のとおりとする。

地域自治区	名称
安塚区	安塚区地域協議会
浦川原区	浦川原区地域協議会
大島区	大島区地域協議会
牧区	牧区地域協議会
柿崎区	柿崎区地域協議会
大潟区	大潟区地域協議会
頸城区	頸城区地域協議会
吉川区	吉川区地域協議会
中郷区	中郷区地域協議会
板倉区	板倉区地域協議会
清里区	清里区地域協議会
三和区	三和区地域協議会
名立区	名立区地域協議会

(地域協議会委員)

第5条 地域協議会の構成員は、地域協議会委員（以下「委員」という。）と称する。

2 委員の定数は、次の表のとおりとする。

地域協議会	委員の定数
安塚区地域協議会	12人
浦川原区地域協議会	12人

大島区地域協議会	12人
牧区地域協議会	14人
柿崎区地域協議会	18人
大潟区地域協議会	18人
頸城区地域協議会	18人
吉川区地域協議会	16人
中郷区地域協議会	14人
板倉区地域協議会	16人
清里区地域協議会	12人
三和区地域協議会	16人
名立区地域協議会	14人

3 委員は、市長が選任する。

4 前項の規定による委員の選任の手續等は、別に条例で定める。

5 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員には、報酬を支給しない。

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

(地域協議会の権限)

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項

(3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

(会議)

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項、第8項及び第9項の規定は、公布の日から施行する。

(旧地域協議会の特例)

2 地域自治区の設置に関する協議（平成16年12月17日上越市告示第326号）により定められた協議書（以下「協議書」という。）の規定により置かれた地域協議会（以下「旧地域協議会」という。）は、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会とみなす。

(委員の選任の特例)

3 附則第9項の規定による改正後の地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例（平成17年上越市条例第39号）第2条の規定による変更後の協議書に基づく地域自治区の設置期間（以下「旧地域自治区の設置期間」という。）の終了の際現に旧地域協議会の構成員（以下「旧委員」という。）である者は、附則第1項本文に規定する日に、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会の委員として選任されたものとみなす。

4 市長は、附則第1項本文に規定する日前においても委員を選任することができる。

(委員の任期の特例)

5 第5条第5項の規定にかかわらず、附則第3項の規定により選任されたものとみなされ

る委員の任期は、附則第1項本文に規定する日から平成20年4月28日までとする。

- 6 第5条第5項の規定にかかわらず、附則第1項本文に規定する日以前に旧委員が欠けた場合で当該旧委員の補欠委員に相当する委員を同日以後に選任する場合の当該委員の任期は、当該委員の選任の日から平成20年4月28日までとする。

(旧地域協議会の会長及び副会長の選任の特例)

- 7 第6条の規定にかかわらず、旧地域自治区の設置期間の終了の際現に旧地域協議会の会長又は副会長である旧委員は、附則第1項本文に規定する日に、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

(市の全域における地域自治区の設置)

- 8 市は、市の全域において地域自治区を設置するため、速やかに、第2条の表に掲げる区域以外の区域に設ける地域自治区について検討を加え、必要な改正を行うものとする。

(地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部改正)

- 9 地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(地域自治区の設置期間の変更)

第2条 協議により定められた協議書第2条中「平成21年12月31日まで」を「平成20年3月31日まで」に変更する。

附 則 (平成21年条例第12号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第14号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。